

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

令和5年3月2日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

本件は、下記(1)ア～カの工事について、それぞれ入札を実施するものである。

(1) 工事名

- ア (単価契約) 機械浚渫工事 (東部土木事務所)
- イ (単価契約) 機械浚渫工事 (南部土木事務所)
- ウ (単価契約) 機械浚渫工事 (西部土木事務所)
- エ (単価契約) 機械浚渫工事 (西京土木事務所)
- オ (単価契約) 機械浚渫工事 (伏見土木事務所)
- カ (単価契約) 機械浚渫工事 (南部区画整理事務所)

(2) 工事場所

- ア 東部土木事務所管内全域
- イ 南部土木事務所管内全域
- ウ 西部土木事務所管内全域
- エ 西京土木事務所管内全域
- オ 伏見土木事務所管内全域
- カ 南部区画整理事務所管内全域

(3) 工事概要

排水管清掃車及び側溝清掃車等による浚渫工事

(4) 予定数量及び予定単価

予定数量及び予定単価一覧表 (別表) に記載のとおり。

ただし、実際の施工数量は、予定数量とは必ずしも一致しない。

(5) 工期

(1)の全ての工事について、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 支払条件

(1)の全ての工事について、月ごとに出来高払いを行う。

2 本件入札に関する問合せ先

京都市行財政局管財契約部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（工事）に登載されている者であつて、同日（(6)及び(7)にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者。

- (1) 令和2年度以前から本市内に本店（主たる事務所）を有していること。
- (2) 建設業法に基づくしゅんせつ工事業の許可を受けていること。
- (3) 側溝清掃車（ブロー式又は真空式）を自ら所有し、又はリース会社からリース（契約期間が本件の施工期間を含むものに限る。他の建設会社やグループ会社を相手方とするリース契約は認めない。）を受けていること。

なお、上記車両の登録された使用の本拠の位置が京都市内であること。

- (4) 産業廃棄物運搬収集業許可を本市又は京都府から受けており、産業廃棄物収集運搬業許可証に記載されている事業の範囲に「汚泥」が含まれていること。
- (5) 建設業法に規定する主任技術者（本件工事に適した資格を有する者）を1名配置できること。

なお、当該技術者は、次の条件を全て満たすこと。

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係がある）こと。

イ 入札参加資格申請日において、他の工事等に専任で配置されておらず、又は当該配置されている他の工事等が本件履行期間の前日までに完了する予定であること。

ウ 1 (1)ア～カにおける他の工事並びに令和5年度（単価契約）人力浚渫工事、令和5年度（単価契約）河川維持補修工事及び令和5年度（単価契約）河川美化作業委託に技術者として配置されないこと。

- (6) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 京都市行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札

価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合
イ 契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合
ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準価格を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合を除く。）

ある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d その他業務を執行する者であつて、a から c までに掲げる者に準じる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）

を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札方法等

(1) 1(1)ア～カのうち、参加申請を希望するもの（複数可）に入札できるが、同一の配置予定技術者で参加申請を行うことは認めない。同一の配置予定技術者で参加申請を行った場合は、該当する全ての入札を無効とする。

また、令和 5 年度（単価契約）人力浚渫工事、令和 5 年度（単価契約）河川維持補修工事及び令和 5 年度（単価契約）河川美化作業委託を落札した場合、同一の配置予定技術者で本件入札に参加申請を行うことは認めない。同一の配置予定技術者で参加申請を行った場合は、本件入札を無効とする。

(2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I C カード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第 6 条第 4 項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機（規則第 6 条第 2 項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

- (3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(8)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(4)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(4)により設計図書を購入すること。

- (4) 上記(3)ア後段及び(3)イにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(3)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

（設計図書等の販売業者）

株式会社平安光業

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503花柳ビル1F

（電話075-231-1177）

1(1)アの想定販売金額 340円

	A1判	A2判	A3判	A4判
白黒				17枚
カラー				

1(1)イの想定販売金額 340円

	A1判	A2判	A3判	A4判
白黒				17枚
カラー				

1(1)ウの想定販売金額 420円

	A1判	A2判	A3判	A4判
白黒				16枚
カラー				1枚

1(1)エの想定販売金額 340円

	A1判	A2判	A3判	A4判
白黒				17枚
カラー				

1(1)オの想定販売金額 340円

	A1判	A2判	A3判	A4判
白黒				17枚
カラー				

1(1)カの想定販売金額 340円

	A1判	A2判	A3判	A4判
白黒				17枚
カラー				

- (5) 入札を行う者は、当該工事の設定単価（以下「単価」という。）、単価に予定数量を乗じた金額（以下「価格」という。）及び価格の合計金額（以下「総価」という。）を記載した単価表（以下「単価表」という。）を作成すること。
- (6) 入札金額は、総価の額を入力すること。
- (7) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。
- (8) 入札期間

令和5年3月17日（金）、20日（月）及び22日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

- (9) 予定価格及び最低制限価格

1(1)アの予定価格 3,214,250円（消費税及び地方消費税を含まない。）

1(1)イの予定価格 2,442,830円（消費税及び地方消費税を含まない。）

1(1)ウの予定価格 761,530円（消費税及び地方消費税を含まない。）

1(1)エの予定価格 4,050,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

1(1)オの予定価格 10,869,110円（消費税及び地方消費税を含まない。）

1(1)カの予定価格 6,285,700円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」(<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/ch>)

[odo/](#) で公表する。

(10) 入札参加資格確認に必要な書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)及び単価表の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(単価契約)(別紙様式)(入札者がインターネット利用者の場合には、登録印を省略できる。)

イ 建設業法に基づく「しゅんせつ工事業」の許可通知書又は証明書の写し

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効なもの)の写し

エ 3(3)に示す条件を満たす車両であることを証明できる書類

(ア) 側溝清掃車の写真(正面(ナンバープレートが写っているもの)及び側面)

(イ) 自動車検査証等(下表)(開札日において有効なもの)の写し

	必要な自動車検査証等(全て)
令和4年12月以前に検査等を受け、A4判の自動車検査証の交付を受けている場合	・ 自動車検査証
令和5年1月以降に検査等を受け、A6判変形の自動車検査証の交付を受けている場合で、車検証閲覧アプリが利用できるとき	・ 自動車検査証 ・ 車検証閲覧アプリから出力した車検証情報(PDFファイル又はそれを印刷したもの)
令和5年1月以降に検査等を受け、A6判変形の自動車検査証の交付を受けている場合で、車検証閲覧アプリが利用できないとき	・ 自動車検査証 ・ 自動車検査証と同時に交付された自動車検査証記録事項

(ウ) リース契約書(履行期間を含むもの)の写し(リース会社からリースを受けている場合のみ)

オ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(開札日において有効なもの)

カ 技術者配置予定調書(別紙様式)

配置予定の技術者を記載し、技術者資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。

なお、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置及び工期中の交代は、死亡、重篤な傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合を除いて認

められない。

キ 単価表（別紙様式）

単価表に記載する単価は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とし、整数とすること。

- (11) 一般競争入札参加資格確認申請書（単価契約）等及び単価表の様式の交付
前項で「別紙様式」としたものについて、本件入札の公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」及び契約課に設置する入札端末機に入札公告と併せて掲示するので、A4判で使用すること。
- (12) 入札参加資格確認申請書等及び単価表の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office 最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DC で扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び工事名のみを記載して、入札期間内に契約課に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

- (13) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問は、受け付けない。

5 開札及び落札者の決定

- (1) 開札予定日時

令和5年3月23日（木）午前9時

- (2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の総価をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の総価をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総価が同額の者が2者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

- (3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の総価をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認められた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者の商号（法人にあつては名称）及び入札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日の午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課に持参し、提出すること。

6 単価による契約

契約単価は、予定単価に落札率（落札者が提出した単価表に記載した総価を予定価格で除した値）を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）に100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

規則第6条の2各号に該当する入札は無効とする。

9 予算不成立の場合の無効等

本件契約に係る予算について議会の議決がなかった場合は、本公告は無効とし、入札を中止する。また、落札者とはまず仮契約を締結し、令和5年4月1日以降に本契約を締結する。

10 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けないものではない。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。
- (5) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (6) 落札者となった者が契約を締結しない場合（京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (7) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか関係法令等によるものとする。

(単価契約) 「機械浚渫工事」 予定数量及び予定単価一覧表

工 事 名	工 種	予定数量	予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
(単価契約) 機械浚渫工事 (東部土木事務所)	機械浚渫工	50 m ³	64,285 円	3,214,250 円
(単価契約) 機械浚渫工事 (南部土木事務所)	機械浚渫工	38 m ³	64,285 円	2,442,830 円
(単価契約) 機械浚渫工事 (西部土木事務所)	機械浚渫工	11 m ³	69,230 円	761,530 円
(単価契約) 機械浚渫工事 (西京土木事務所)	機械浚渫工	54 m ³	75,000 円	4,050,000 円
(単価契約) 機械浚渫工事 (伏見土木事務所)	機械浚渫工	157 m ³	69,230 円	10,869,110 円
(単価契約) 機械浚渫工事 (南部区画整理事務所)	機械浚渫工	100 m ³	62,857 円	6,285,700 円

(行財政局管財契約部契約課)